

北海学園大学大学院学則（変更案）

昭和45年3月26日 制定

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 入学、転入学、再入学、転学及び留学（第8条—第14条）
- 第3章 休学、退学及び除籍（第15条—第17条）
- 第4章 教育方法等（第18条—第25条）
- 第5章 課程の修了要件及び学位の授与（第26条—第29条）
- 第6章 賞罰（第30条・第31条）
- 第7章 授業料等、授業料等の免除（第32条・第33条）
- 第8章 運営組織（第34条—第38条）
- 第9章 研究生、法務研究員、委託生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生（第39条—第46条）
- 第10章 附属施設（第47条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 北海学園大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については、別に定める。

（認証評価）

第2条の2 本大学院は、前条の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

2 第3条の4の専門職学位課程は、前項に規定するもののほか、設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。

3 前2項に関する事項については、別に定める。

（ファカルティ・ディベロップメント）

第2条の3 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

（情報公開）

第2条の4 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

（大学院の課程）

第3条 本大学院に、修士課程、博士（後期）課程及び専門職学位課程を置く。

2 専門職学位課程を修了した者が博士（後期）課程に進学する場合、専門職学位課程を、修士課程と同等のものとして扱う。

（修士課程）

第3条の2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこととする。

（博士（後期）課程）

第3条の3 博士（後期）課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又は他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専門職学位課程)

第3条の4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科、専攻、入学定員及び収容定員)

第4条 本大学院修士課程に、次の研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	15人	30人
経営学研究科	経営学専攻	7人	14人
法学研究科	法律学専攻	7人	14人
	政治学専攻	5人	10人
文学研究科	日本文化専攻	5人	10人
	英米文化専攻	5人	10人
工学研究科	建設工学専攻	6人	12人
	電子情報生命工学専攻	6人	12人

2 本大学院博士(後期)課程に、次の研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	3人	9人
経営学研究科	経営学専攻	3人	9人
法学研究科	法律学専攻	2人	6人
	政治学専攻	2人	6人
文学研究科	日本文化専攻	2人	6人
	英米文化専攻	2人	6人
工学研究科	建設工学専攻	2人	6人
	電子情報工学専攻	2人	6人

3 専門職学位課程に、次の研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
法務研究科	法務専攻	18人	54人

4 専門職学位課程のうち、法務研究科法務専攻の課程は、法曹養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院の課程(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項)とする。

5 研究科に関する規則は、別に定める。

(標準修業年限及び最長修業年限)

第4条の2 修士課程の標準修業年限は2年とし、4年を超えて在学することができない。

2 博士(後期)課程の標準修業年限は3年とし、6年を超えて在学することができない。

3 第25条に基づく特例学生のうち、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修(以下、「長期履修」という。)を認めることができる。

4 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は修士課程3年、博士(後期)課程5年とする。長期履修に関する事項は、各研究科で別に定める。

5 専門職学位課程の標準修業年限は原則として2年とし、4年を超えて在学することができない。

6 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程の標準修業年限は3年とする。ただし、長期履修課程にあっては、修了年限4年の長期履修を認めることができる。

7 前項の法科大学院の課程には、6年を超えて在学することができない。

(学年及び授業時間)

第5条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第6条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本大学院において授業及び研究指導を行わない日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日 5月16日

(4) 春季休業日 4月1日から4月10日まで

(5) 夏季休業日 7月16日から9月3日まで

(6) 冬季休業日 12月17日から翌年1月15日まで

2 臨時休業日は、そのつど定める。

第2章 入学、転入学、再入学、転学及び留学

(入学の時期)

第8条 本大学院の入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第9条 本大学院の修士課程及び専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定(昭和28年2月7日文部省告示第5号)で文部科学大臣が指定した者

(4) 専修学校の専門課程(修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 学校教育法第104条第1項の規定により学士の学位を授与された者

(6) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の科目、単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 本大学院の博士(後期)課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者。

(2) 外国の大学において前号と同等又は同等以上の学力を有する者

(3) 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者の指定(平成元年9月1日文部省告示第118号)で文部科学大臣が指定した者

(4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の願出)

第10条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に別表第4に定める検定料を添えて、学長に願い出なければならない。再入学及び転入学についても、同じとする。

(転入学)

第11条 転入学を志願する者は、前条に掲げるもののほか、現に在学する大学院を置く大学の学長の許可書を添付しなければならない。

(再入学)

第12条 正当な理由で退学した者が、再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、学長が許可することができる。

(転学)

第13条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第13条の2 学生は、学長の許可を得て、外国の大学院又はそれに相当する教育・研究機関等に留学

し、必要な研究指導等を受けることができる。

- 2 留学を志望する者は、所定の留学許可願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。
- 3 留学期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究及び教育上特に必要があると認められるときには、その期間を延長することができる。
- 4 前項の留学期間は、第4条の2第1項から第4項までの標準修業年限に算入する。
- 5 留学に関する規程は、別に定める。

(入学の許可)

第14条 本大学院に入学し、再入学し、又は転入学しようとする者については、選考を行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

- 2 前項による合格者のうち、指定期日までに、別表第4に掲げる入学金等を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は、入学の許可を与える。

第3章 休学、退学及び除籍

(休 学)

第15条 疾病その他特別の理由により、長期にわたり学修できず、所定様式の休学願を研究科長に提出した者は、研究科委員会の議を経て、学長の許可により、当該年度に限り、休学することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、疾病その他特別の事情により休学の願い出がある場合には、研究科の議を経て、学長の許可により、引き続き翌年度の前期の終わり又は年度の終わりまで、休学することができる。
- 3 学年の始めにおいて既に標準修業年限を満たしている者が、疾病その他特別の事情により休学を願い出る場合には、研究科の議を経て、学長の許可により、前期の終わりまで休学することができる。
- 4 学生は、休学理由が消滅し、休学期間が満了するときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 5 休学期間は、在学する課程の標準修業年限と同じ年数を超えることはできない。
- 6 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退 学)

第16条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、理由を明記した退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第17条 次の各号の一に該当する者については、学長は、研究科委員会の議を経て、除籍するものとする。

- (1) 修士課程にあっては第4条の2第1項、博士(後期)課程にあっては同条第2項、専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）にあっては同条第5項、法科大学院の課程にあっては同条第7項の在学期間を超えるとき。
- (2) 法科大学院の課程にあっては、法科大学院が別に定める年限を超えて進級できなかったとき。
- (3) 死亡したとき
- (4) 行方不明になったとき
- (5) 授業料等の納入を怠り、督促を受けて、なお納入しないとき
- (6) 休学期間満了前に、復学、退学又は休学の願い出がないとき
- (7) 入学を辞退したとき

- 2 前項第4号、第5号又は第6号により除籍された者が復籍を願い出たときは、第12条の規定を準用する。

第4章 教育方法等

(授業科目及び単位数)

第18条 本大学院に開設する修士課程及び博士(後期)課程の授業科目及び単位数は、研究科に応じ別表第1及び第2に掲げるとおりとし、専門職学位課程の授業科目及び単位数は別表第3に掲げるとおりとする。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき認定単位数を別に定める場合は、この限りではない。

(授業及び研究指導)

第19条 本大学院修士課程及び博士(後期)課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

第19条の2 専門職学位課程の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う。

(履修方法等)

第19条の3 各研究科における研究指導及び履修に関する規定は、別に定める。

2 学生は、指導教授の承認を得たうえで、研究科委員会の議を経て、本大学院の他の研究科又は北海学園大学の学部の授業科目を履修することができる。

(単位の計算方法)

第20条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

第21条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習及び実習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

(指導教授)

第23条 修士課程及び博士(後期)課程の学生の研究指導に当るため、各学生に指導教授を定める。

2 前項の指導教授は、研究科委員会において定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めるものとする。

2 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなす。ただし、法科大学院の課程の学生にあっては、30単位を超えない範囲で、法科大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について、準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条の2 研究科において、教育上有益と認めるときは、本大学院に入学した学生が、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により研究科委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、修士課程又は博士(後期)課程の学生にあっては、10単位を超えないものとする。

3 前項の単位は、修士課程及び博士(後期)課程学生の、第4条の2第1項及び第2項に定める標準修業年限の短縮を伴わない。

4 第1項により与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、法科大学院の課程の学生にあっては、前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第25条 研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第5章 課程の修了要件及び学位の授与

(単位の授与及び評価)

第26条 本大学院においては、所定の授業科目を履修した者に対して試験の上単位を与える。

2 試験は、原則として学年末又は学期末に行う。

3 試験の評価は、秀、優、良、可、不可の5種とし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、この成績評価になじまない一部の科目の評価は、合否の2種とし、合を合格とする。

(進級要件)

第26条の2 法科大学院の課程の進級要件は、別に定める。

(修士課程及び博士(後期)課程の修了要件)

第27条 修士課程の修了の要件は、本大学院の修士課程に2年以上在学し、経済学研究科及び文学研究科にあっては32単位以上、経営学研究科、法学研究科及び工学研究科にあっては30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科が当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。

2 博士(後期)課程の修了要件は、本大学院の博士(後期)課程に3年以上在学し、法学研究科、文学研究科にあっては12単位以上、経済学研究科、経営学研究科及び工学研究科にあっては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、博士(後期)課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び同第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程における在学期間を含む。)」とする。

4 第2項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位〔学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。〕を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に3年〔専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年〕以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(法科大学院の課程の修了要件)

第27条の2 専門職学位課程のうち法科大学院の課程の修了要件は、3年以上(長期履修課程の場合は4年以上)在学し、99単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、同課程に1年間在学し、34単位を超えない範囲で法務研究科が認める単位を修得したものとみなす。

3 法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条の2第4項及び前項の規程により修得したものとみなす単位数と併せて34単位を超えないものとする。

4 法学既修者と認められる要件等については、法務研究科委員会において別に定める。

5 修了要件の細目については、別に定める。

(学位の授与)

第28条 修士課程、博士(後期)課程又は法科大学院の課程を修了した者には、北海学園大学学位規則の定めるところにより、それぞれ修士、博士又は法務博士の学位を授与する。

2 本大学院の博士(後期)課程を修了しない者であっても、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格して、本大学院博士(後期)課程修了者と同等以上の学力があると認められる場合には、博士の学位を授与することができる。

3 北海学園大学学位規則は、別に定める。

(教育職員免許状の資格の取得)

第29条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科の専攻において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科

専

攻

教育職員の免許状の種類

(免許教科)

経済学研究科	経 濟 政 策 専 攻	中学校教諭専修免許状	社 会
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	公 民
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	業 業
経営学研究科	経 営 学 専 攻	高等学校教諭専修免許状	会 会
法学研究科	法 律 学 専 攻	中学校教諭専修免許状	社 民
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	公 会
同 上	政 治 学 専 攻	中学校教諭専修免許状	社 民
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	公 民
文学研究科	日本文化専攻	中学校教諭専修免許状	国 語
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	国 語
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	地 球
同 上	英 米 文 化 専 攻	中学校教諭専修免許状	英 語
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	英 語
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	地 球
工学研究科	建設工学専攻	高等学校教諭専修免許状	工 業
同 上	電子情報工学専攻	中学校教諭専修免許状	数 学
同 上	同 上	高等学校教諭専修免許状	数 学

3 教育職員の免許状授与の所要資格を取得するための必要な事項は、別に定める。

第6章 賞罰

(表 彰)

第30条 学生で人物学業ともに優秀な者を、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(奨学制度)

第30条の2 学生育英のため、奨学制度を設ける。

2 奨学生規程は、別に定める。

(個人の秘密を守る義務)

第30条の3 学生は、本大学院の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

2 法令による証人等となり前項の秘密に属する事項を発表する場合には、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(懲 戒)

第31条 学生が本大学院の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒することができる。

2 懲戒は、謹責、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力不振で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本大学院の実習教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らした者
- (4) その他学生としての本分に反した者

第7章 授業料等、授業料等の免除

(授業料等)

第32条 学生は、別表第4に掲げる額の入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び学生諸費を、別に定めるところにより、納入しなければならない。

2 第4条の2第3項の長期履修の学生が履修期間を短縮して修了する場合、残存期間の授業料、教育充実費、実験実習費及び学生諸費を納入する。

3 特別の事情により、授業料、教育充実費、実験実習費及び学生諸費の納入が困難な場合は、学生は、別に定めるところにより、当該納入金を延納することができる。

4 休学者は、その期間中の授業料、教育充実費、実験実習費及び学生諸費の納入を免除する。ただし、別表第4による各分納期の途中で休学、退学する場合は、その期の授業料、教育充実費、実験実習費及び学生諸費の納入を免除しない。

5 本大学院学則第4条の2に定める標準修業年限又は修了年限(修士課程3年の長期履修、博士(後期)課程5年の長期履修及び法科大学院の4年の長期履修課程)を超えて在学する者が9月に課程を修了した場合は、別表第4に掲げる納入金のうち、第2期分の授業料・教育充実費・実験実習費を免除する。なお、9月修了に関しては研究科の定めるところによる。

(入学検定料等の不返還)

第33条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び学生諸費は、返還しない。

第8章 運営組織

(学長)

第34条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(研究科委員会)

第35条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、その研究科の授業科目を担当する専任の教員をもって組織する。

3 前項の専任の教員は、法務研究科にあっては、年間6単位以上の授業科目を担当し、かつ、法律実務基礎科目を中心に法科大学院のカリキュラム編成等に責任をもつ者を含む。

4 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

(研究科長)

第35条の2 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、その研究科の専任教授（法務研究科にあっては、前条第3項に規定する者を除く。）をもって充て、研究科を統括する。

3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 その選出方法及び職務については、別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第36条 法務研究科委員会を除く研究科委員会は、その研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の組織に関する事項
- (2) 教育研究の指導に関する事項
- (3) 教員の選考に関する事項
- (4) 学生の入学、留学、休学、退学、その他の学籍に関する事項
- (5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- (6) 試験及び修士論文又は博士論文の審査に関する事項
- (7) その他その研究科に関する重要な事項

第36条の2 法務研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科の組織に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 教員の選考に関する事項
- (4) 学生の入学、留学、休学、退学、その他の学籍に関する事項
- (5) 進級及び修了等に関する事項
- (6) 法学既修者の認定要件及びそれに関する事項
- (7) 学生の修業年限の短縮に関する事項
- (8) 学生の賞罰及び奨学に関する事項
- (9) 授業科目の運用について協力を得る学外諸機関との調整に関する事項
- (10) 学生の司法試験受験に関する事項
- (11) その他、法務研究科に関する事項

第36条の3 前2条の決定が他の研究科に著しい関連がある場合には、各研究科は大学院委員会の承認を得るものとする。

(大学院委員会)

第37条 本大学院に、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、各研究科長及び各研究科委員会において委員の互選によって選任した2人の委員をもって組織する。

ただし、特別の事由のある場合は、この限りでない。

3 研究科委員会の委員の互選によって選任された委員の任期は、2年とする。

4 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第38条 大学院委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育研究の基本に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学則その他の諸規定の制定又は変更に関する事項
- (4) 将来の計画に関する事項
- (5) その他本大学院に関する重要な事項

第9章 研究生、法務研究員、委託生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生
(研究生)

第39条 本大学院において、大学院修士課程、博士(後期)課程又は法科大学院の課程の修了者で特定事項につき研究を行なおうとする者があるときは、学長は、学生の教育に支障がない限り、研究科委員会の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。
(法務研究員)

第40条 本学法科大学院を修了した者が司法試験を受験するために引き続き法科大学院の施設・図書等の利用を希望する場合には、学長は、法科大学院の教育に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、法務研究員として、これを許可することができる。

2 前項の法務研究員に関し必要な事項は、別に定める。
(委託生)

第41条 公の機関又は団体等から、本大学院において研究指導を受けさせるため、その職員を委託されたときは、学長は、学生の教育に支障がない限り、研究科委員会の選考を経て、委託生として、これを許可することができる。

2 前条第2項の規定は、委託生について準用する。
(特別聴講学生)

第42条 本大学院において、特定の授業科目を履修する他の大学院の学生があるときは、本大学院の学生の教育に支障のない限り、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として、その履修を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。
(聴講生)

第43条 本大学院の特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、聴講生として、これを許可することができる。

2 聽講生が授業科目の試験に合格したときは、証明書を交付する。
(科目等履修生)

第43条の2 本大学院の修士課程及び法科大学院の課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、大学院委員会の議を経て、学長が定める。
(外国人学生)

第44条 外国人で第9条各号の一に該当する者の入学の願い出があるときは、学長は、研究科委員会の選考を経て、外国人学生として、入学を許可することができる。

2 外国人の入学手続については、別に定めるところによる。
(受講料等)

第45条 研究生、特別聴講学生、聴講生、科目等履修生及び委託生は、別表第5に掲げる金額を納入しなければならない。

2 単位互換協定校または海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の検定料、入学金、受講料及び実験実習費は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

3 外国人学生の納入金は、別表第4及び第5に掲げる金額と同額とする。

(適用除外)

第46条 研究生、委託生、特別聴講学生、聴講生及び外国人学生については、この章で定めるもののほかは、この学則を準用する。ただし、研究生、委託生及び聴講生については、第5章の規定を、特別聴講学生及び科目等履修生については、第27条から第28条までの規定を準用しない。

第10章 附属施設

(研究所)

第47条 本大学院の各研究科に研究所を置くことができる。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 第4条中、法学研究科法律学専攻の総定員「14人」とあるのは、昭和62年3月31日までは、「7人」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず平成28年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成28年度

研究科・修士課程	専 攻	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済政策専攻	15	30
経営学研究科	経営学専攻	7	14
法学研究科	法律学専攻	7	14
	政治学専攻	5	10
文学研究科	日本文化専攻	5	10
	英米文化専攻	5	10
工学研究科	建設工学専攻	6	12
	電子情報工学専攻	—	6
	電子情報生命工学専攻	6	6

別表第1

(修士課程)

5 工学研究科

(1) 建設工学専攻

授業科目	単位数
応用数学特論	2
応用物理特論	2
計画システム分析特論	2
社会環境政策特論	2
建築構造解析特論 I	2
構造解析特論	2
建築構造信頼性特論	2
建築構造力学特論	2
構造設計特論	2
建築構造設計特論 I	2
建築構造設計特論 II	2
建築鉄筋コンクリート構造特論	2
コンクリート構造設計特論	2
建築構造解析特論 II	2
構造動力学特論	2
非線形構造解析特論	2
寒地舗装工学特論	2
建築材料工学特論	2
建設コンクリート工学特論	2
土質力学特論	2
地盤工学特論	2
温熱環境計画特論	2
環境・エネルギー計画特論	2
設備計画特論	2
建築設備特別演習 I	2
建築設備特別演習 II	2
水循環工学特論	2
都市環境評価特論	2
建築史・建築論特論 I	2
建築史・建築論特論 II	2
建築音響設計特論	2
水環境工学特論	2
建築設計特論	2
建築設計特論演習	2
河川学特論	2
都市計画特論	2
都市計画特論演習	2
環境情報工学特論	2
環境リスク工学特論	2
都市システム計画学特論	2
建築計画特論 I	2
建築計画特論 II	2
交通計画学特論	2
鉄道工学特論	2
建築生産工学特論	2
寒地建築工学特論	2
道路工学特論	2
材料強度学特論	2

建築インターンシップ	4
社会環境工学特論ゼミナール I	3
社会環境工学特論ゼミナール II	3
建築学特論ゼミナール I	3
建築学特論ゼミナール II	3
社会環境工学特別研究 I	3
社会環境工学特別研究 II	3
建築学特別研究 I	3
建築学特別研究 II	3

(2) 電子情報生命工学専攻

授業科目	単位数
電子情報生命工学総論	2
光物理工学特論	2
量子電子工学特論	2
電子・光デバイス工学特論	2
回路工学特論	2
レーザー応用工学特論	2
制御情報工学特論	2
画像計測工学特論	2
光計測工学特論	2
応用システム工学特論	2
情報モデリング工学特論	2
生体計測工学特論	2
情報数理工学特論	2
言語情報工学特論	2
知能情報工学特論	2
計算言語学特論	2
人工知能学特論	2
シミュレーション科学特論	2
視覚情報工学特論	2
音声情報処理工学特論	2
聴覚情報処理工学特論	2
応用知識工学特論	2
意識情報数理特論	2
生命工学倫理特論	2
生命情報工学特論	2
生化学特論	2
分子遺伝学特論	2
植物遺伝子工学特論	2
分子細胞工学特論	2
染色体工学特論	2
免疫工学特論	2
植物環境工学特論	2
環境・エネルギー・システム特論	2
電子情報生命工学特論ゼミナール I	3
電子情報生命工学特論ゼミナール II	3
電子情報生命工学特別研究 I	3
電子情報生命工学特別研究 II	3